

日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師認定制度施行規則 細則

第1章 学術研修内容と研修単位

第1条 本学会、関連団体における学術大会の単位は以下のように設定する。

- 日本褥瘡学会学術集会 10 単位
- 地方会学術集会 5 単位
- 日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会 学術集会 5 単位
- 在宅褥瘡セミナー 3 単位
- 教育セミナーeラーニング 3 単位／グループ
- 在宅褥瘡管理者養成セミナーeラーニング 5 単位
- 在宅褥瘡 e-ラーニング 3 単位

第2条 (学術外部研修)

- 1) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会本会以外の団体が主催する講習会（研修会）について、主催団体からの申請があれば、褥瘡・創傷専門薬剤師認定のための講習会（研修会）の単位として認定することができる。
- 2) 単位は原則 60 分 1 単位とする。なお、1 日上限 5 単位とする。
- 3) 学術外部研修の申請は日本褥瘡学会事務局を通じて開催の 2 ヶ月前までに学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会に申請し、1 ヶ月前までに審査の結果を通知する。
- 4) 学術外部研修においては研修団体が学術外部研修の単位数を明記した参加証を発行する。

第2章 実技研修内容と研修単位

第3条 本学会、関連団体における学術大会内の実技研修は以下のように設定する。

- 実技研修 一般参加者 5 単位
- 実技研修 ファシリテーター参加 10 単位

第4条 (実技研修内容)

- 1) 専門薬剤師の申請においては、褥瘡実技講習会 10 単位以上を受講しなければならない。
- 2) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会の認定する施設において 15 単位以上の臨床研修を実施しなければならない。
- 3) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会の認定する症例検討会において 1 時間の検討をもって 0.5 単位の臨床研修とすることができる。症例検討会での臨床研修は 20 単位までとする。

第5条 (実技外部研修)

- 1) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会本会以外の団体が主催する実技講習会について、主催団体からの申請があれば、褥瘡・創傷専門薬剤師認定のための実技研修として認定することができる。
- 2) 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会本会以外の団体が主催する臨床研修（症例検討会）について主催団体からの申請があれば、褥瘡・創傷専門薬剤師認定のための実技研修として認定することができる。
- 3) 実技外部研修の申請は日本褥瘡学会事務局を通じて開催の2ヶ月前までに学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会に申請し、1ヶ月前までに審査の結果を通知する。
- 4) 実技外部研修においては研修団体が実技研修を明記の単位数を明記した参加証を発行する。

第6条 (臨床研修)

- 1) 臨床研修施設は学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会にて認定する。
- 2) 臨床研修施設は、日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師を有し所定のプログラムを履修できる施設であること。
- 3) 研修責任者は日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師とする。
- 4) 臨床研修の履修は、学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会に申請し、調製する。
- 5) 臨床研修の希望するものは日本褥瘡学会を通じて研修費を支払うこと。
- 6) 臨床研修施設においては臨床研修を修了した修了証を発行する。

第3章 褥瘡・創傷専門薬剤師試験について

第7条 褥瘡・創傷専門薬剤師試験は、学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会が年に1回開催し、合格者を認定する。合格者には合格証を発行する。試験の日程は6ヶ月以上前にホームページ上にて公示する

第4章 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会について

第8条 学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会に所属する薬剤師は専門薬剤師で構成し、オブザーバーとして医師、看護師、管理栄養士、理学療法士を置くことができる。

第9条 日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師認定制度施行規則開始年度の専門薬剤師については、日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師認定制度施行規則に準ずる相当する実績のある薬剤師を学術・教育委員会 薬剤師教育作業部会より推薦し、理事会にて認定を受ける。

附 則

1. この規則は、2022年7月1日より施行する。